

Eメール配信 (Friday, 27 November 2020 10:50 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①ビジネストラックを利用して、日本からシンガポールへ短期渡航される方への措置について

11月20日にMOHから発表された「UPDATED BORDER MEASURES FOR TRAVELLERS FROM MALAYSIA AND JAPAN」により、

11月22日 23:59以降、日本等からシンガポールへ入国される方には、指定施設でのSHNが必須となっております。

(このほか11月18日以降入国される方は日本出国前72時間以内のPCR検査の受検・陰性証明の取得が必要となっております。)

本件、ビジネストラック利用時の取り扱いですが、

日本からシンガポールへ短期渡航し、その後、日本へ帰国される方につきましては、

シンガポール入国時には、PCR検査を受け陰性であれば、計画書に基づいた活動を行うことができます。

(指定施設での14日間のSHNは不要です。)

Safe Travel - RGL JAPAN - FAQ 内“22. What health measures will I be subjected to upon arrival in Singapore?”

<https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rgl/faq#faq-residents-japan>

MOHやICAからこれと異なる説明を受けたというお問い合わせがいくつかございましたが、

ビジネストラックは、日本政府とシンガポール政府(MFA(外務省))の取り決めによるものであり、

上記で誤りない旨、またこれと異なるいかなる説明も誤りである旨、

日本政府(在シンガポール大使館)にも確認しましたので、今回、配信させて頂いております。

尚、シンガポールから日本へ短期渡航し、その後、シンガポールへ帰国される方につきましては、

MOHからの発表内でも記載がございます通り、指定施設での14日間のSHNが必要となります。

本内容につきましては、日本大使館のHPにて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100117701.pdf>

また、本内容(原文)につきましては、下記MOHのホームページをご確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updated-border-measures-for-travellers-from-malaysia-and-japan>

以上

<本件担当>JCCI事務局(担当:清水) E-mail: info@jcci.org.sg